

任意継続被保険者を希望される方へ

1. 申請前の確認

- 1) 保険料 退職時の標準報酬月額により異なりますのでお問い合わせ下さい。
 - 2) 納付手段 振込・現金書留・健保窓口で納付する3種類。
 - 3) 納付方法 年間一括、半期前納、毎月納付の3種類。
※年間一括と半期前納は割引あります。
 - 4) 手続期間 資格を喪失した日（退職日翌日）から20日以内。
 - 5) 加入要件 2か月以上の被保険者期間が必要です。
- ※同居親族の扶養認定や、お住まいの地域の国民健康保険等と条件を比べていただくことをお勧めしております。

2. 申請時に必要なもの

- 1) 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2) 被扶養者現況申請書 ※被扶養対象者がいる場合のみ
【子供等の扶養について】夫婦が共同で子供等を扶養している場合、子供等は夫婦の収入（今後1年間の見込み額）の多い方に扶養されることとなります。配偶者に収入がある場合は、扶養認定できない場合がありますので収入等をご確認下さい。
※扶養認定に関するご不明点がございましたら当健康保険組合までお問い合わせ下さい。
- 3) 初回分保険料 当健保指定の口座にお振込みください。
※詳しくは別紙「保険料の初回分（前納分含む）振込についてのお願い」をご確認ください。

3. 資格関係・給付関係

- 1) 加入期間 退職日翌日から最長2年間。
- 2) 資格喪失 申出・就職・未納・死亡・後期高齢者医療制度加入・期間満了の場合に限ります。
納付期限内に保険料を納めていただかない場合、自動的に喪失となります。喪失の方には喪失確認通知書、保険料納付証明書を送付します。
※申出による資格喪失を希望される場合は、資格喪失申出書をご提出いただき、申出書が受理された日に属する月の翌月1日に資格喪失となります。
※資格喪失申出後の取り消しは原則認めておりません。
※ご家族の被扶養者になる場合は、当健保の資格喪失後の手続きになりますのでご注意ください。
※就職された場合、必ず当健保へご連絡をお願いします。
- 3) 給付等 保険給付・保健事業に関しては概ね事業所にお勤めの被保険者と変わらない給付・補助を受けることができます。

4. 保険料関係

- 1) 納入方法 申請書にご記入いただいた保険料納付方法に基づき、加入時に年度末までの納付書をお渡しします。
納付書の金額を、納付期限日までに指定金融機関にお振込下さい。(手数料は被保険者負担となります) 過不足のないようにお願いします。
※納付期限内に納付が完了している必要がある為、時間によっては納付が間に合わない場合があります。できる限り余裕をもってお振込み下さい。
(振込依頼日等が期限内であっても当組合に入金された日が期限を過ぎている場合や金額が不足している場合、資格喪失となります)
- 2) 窓口時間 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、振替休日、設立記念日、年末年始除く)
設立記念日は毎年12月1日(振替なし)、年末年始の日程は12月頃当組合にお問い合わせください
- 3) 領収書 お振込みをもって受領したものとし、領収書は省略させていただきます。
1月に前年の保険料納付証明書を同封して発送いたしますので、確定申告にはこちらの証明書をご利用下さい。また、納付書・振込明細書等は大切に保管してください。
(例:令和4年1月に令和3年1月～12月に収めていただいた保険料の納付証明書を発送)

5. 保険料振込時の注意点

納付書裏面に記載の口座に、振込依頼人名義を『告知番号 + 被保険者ご本人氏名』にて納付して下さい。

※初回のお振込時のみ

告知番号が未発番の為『 **2000** + 被保険者ご本人氏名』にて納付して下さい。

330-0000		健康保険 介護保険		任継納付書	
埼玉県川口市		告知番号		※ 0000	
健保 太郎 様		所属年度		平成 27 年度	
(2000- ※ 0000)		納付目的		平成 28 年 3 月分	
		納付期限日		平成 28 年 3 月 10 日	
		納付額		31,960 円	
		金融機関		納付先金融機関は裏面をご参照下さい。	
		内		一般保険料 31,518 円	
		訳		基本 18,320 円 特定 13,198 円	
				調整保険料 442 円	
				上記の金額を納付期限までに納付して下さい。	

上記の納付書の場合、振込依頼人名義を『0000 けんぽ 太郎』として下さい。名義人は必ず、被保険者ご本人のものとして下さい。